



平成30年5月10日

各位

会社名 ワタベウエディング 株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 花房伸晃  
(コード番号：4696 東証 第一部)  
問合せ先 グループ管理本部長 平木親臣  
(TEL 075-778-4111)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年5月10日の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成30年6月28日開催予定の当社第54期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

- (1) 事業内容の明確化を図るとともに、当社子会社の事業内容に合わせ、事業目的に所要の変更及び追加を行うものであります。
- (2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することを目的に、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に行えるよう、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるようにするため、定款の一部を変更するものであります。
- (4) その他、上記各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりです。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成30年6月28日  
定款変更の効力発生日 平成30年6月28日

以上

【別紙】

定款変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
(1)～(14) (条文省略)	(1)～(14) (現行どおり)
(15) 旅行業	(15) <u>旅行業法に基づく旅行業</u>
(16)～(17) (条文省略)	(16)～(17) (現行どおり)
(18) <u>写真撮影業</u>	(18) <u>撮影編集業</u>
(19)～(21) (条文省略)	(19)～(21) (現行どおり)
(新設)	<u>(22) 広告業および広告代理業</u>
<u>(22)</u> (条文省略)	<u>(23)</u> (現行どおり)
第3条～第7条 (条文省略)	第3条～第7条 (現行どおり)
<u>(自己株式の取得)</u>	(削 除)
第8条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u>	
第9条～第20条 (条文省略)	第8条～第19条 (現行どおり)
(任期)	(任期)
第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第20条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u>	(削 除)
第22条～第34条 (条文省略)	第21条～第33条 (現行どおり)
第6章 計算	第6章 計算
第35条 (条文省略)	第34条 (現行どおり)
(新設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>
	第35条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p><u>(期末配当および基準日)</u>  第36条 当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</p> <p><u>(中間配当および基準日)</u>  第37条 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>第38条 ( 条文省略 )</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u>  第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <p>第37条 ( 現行どおり )</p>

以上